

岐阜県保健環境研究所における研究活動に係る不正行為に関する通報窓口規程

平成29年3月31日
保環研第335号の2

(目的)

第1条 この規程は、岐阜県保健環境研究所における研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程（平成29年3月保環研第335号）第8条第2項に基づき、岐阜県保健環境研究所（以下「研究所」という。）における不正行為に関する通報窓口（以下「通報窓口」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(通報窓口の設置)

第2条 研究所に設置する通報窓口は総務課管理調整係とし、窓口責任者は総務課管理調整係長とする。

(通報の取扱い)

- 第3条 不正行為に関する通報の方法は、原則として申立書（別紙様式）によるものとする。
- 2 通報は、被通報者名、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正行為とする合理的な根拠が示されなければならない。
 - 3 前2項の規定は、不正行為が行われようとしているなどの通報又は不正行為の疑いがあるとの通報がなされた場合において、これを準用する。
 - 4 通報窓口において通報を受け付けた場合、窓口責任者は、岐阜県保健環境研究所における研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程（平成29年3月保環研第335号）第3条第1項に定める最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者に、速やかに報告する。
 - 5 前項の報告を受けた統括管理責任者は、通報内容の真偽等を確認、調査の上、原則として通報を受け付けた日から20日以内に通報者に対して受理報告書（別紙様式）により受理したことを通知しなければならない。但し、通報を受理しない場合は、適切な方法で通報者に通知するものとする。
 - 6 匿名による通報については、通報者が判明した場合は、速やかに前項に準じて通報者に通知するものとする。

(秘密保持)

- 第4条 通報窓口は、不正行為に関する通報を受け付ける場合、通報者が特定されないよう秘密を守るために、適切な措置を講じなければならない。
- 2 通報窓口に寄せられた不正行為に関する通報を知る立場にある者は、通報者、被通報者及び通報内容について、第三者に漏えいしないよう秘密保持を徹底しなければならない。

(通報者・被通報者の保護等)

- 第5条 研究所の長は、悪意に基づく通報を防止するため、調査の結果、悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、通報者の氏名の公表や懲戒処分又は刑事告発を行うことがあることを研究所内外に周知するものとする。
- 2 研究所の長は、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報したことを理由に通報者に対し、不利益な取扱いを行ってはならない。
 - 3 研究所の長は、相当な理由なしに、単に通報されたことをのみをもって、被通報者の競争的資金等を含む研究費による契約行為を禁止したり、その他不利益な取扱いを行ってはならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

申立書

申立日：平成 年 月 日

最高管理責任者 岐阜県保健環境研究所長 様

所 属：
職 名：
氏 名：
連絡先：

岐阜県保健環境研究所における研究活動に係る不正行為に関する通報窓口規程第3条第1項の規定に基づき、下記の研究活動における不正行為について申し立てを行います。

記

- 1 対象研究者の所属、職名等、氏名
所 属
職名等
氏 名
- 2 不正行為の種類：(捏造・改ざん・盗用・研究費の不適正な使用の別)
- 3 不正行為の内容
- 4 不正行為の発生時期
年 月
- 5 不正行為の発生場所
- 6 証拠資料
- 7 対象資金について（わかる範囲で記入）
資金配分機関：
資金名称：
課 題 名：
課題番号：
- 8 その他参考となる事項（記述は任意）

別紙様式（第3条第5項関係）

受理報告書

平成 年 月 日

〇〇〇〇〇様

所 属：岐阜県保健環境研究所
職 名：総括管理責任者
氏 名：
連絡先：

平成 年 月 日に、あなたから受けた通報は、平成 年 月 日付けで研究活動における不正行為についての通報として受理しましたので、岐阜県保健環境研究所における研究活動に係る不正行為に関する通報窓口規程第3条第5項の規定により、通知します。